

第五十一回国会 衆議院 通信委員會議録 第七号

昭和四十一年三月三日（木曜日）

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤洋之助君

理事 栗原 俊夫君

理事 森本 靖君

理事 綾部健太郎君

理事 金丸 信君

理事 志賀健次郎君

理事 服部 安司君

理事 片島 港君

理事 松井 政吉君

出席政府委員

郵政政務次官 龜岡 高夫君

郵政事務官 鶴岡 寛君

（大臣官房長）

郵政事務官 山本 博君

（監察局長）

郵政事務官 長田 裕二君

（郵務局長）

郵政事務官 稲増 久義君

（貯金局長）

委員外の出席者

専門員 水田 誠君

三月二日

簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願外三件（井原岸高君紹介）（第一四二九号）

同外一件（松田竹千代君紹介）（第一四三〇号）

同外三件（今松治郎君紹介）（第一四五〇号）

同外一件（藤本孝雄君紹介）（第一四五一号）

同（船田中君紹介）（第一四五二号）

同（八木徹雄君紹介）（第一四五三号）

同（大泉寛三君紹介）（第一四七八号）

同外二十二件（森本靖君紹介）（第一四九五号）
同外一件（湯山勇君紹介）（第一四九六号）
同外十七件（秋田大助君紹介）（第一五一四号）
同（森本靖君紹介）（第一五四六号）
同（八木徹雄君紹介）（第一五四七号）
同外一件（小笠公昭君紹介）（第一五六八号）
同外六件（關谷勝利君紹介）（第一五九六号）
高知県佐川町西佐川地区に無集配特定郵便局設置に関する請願（森本靖君紹介）（第一五四五号）は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出第六一号）
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第六四号）

○砂原委員長 これより会議を開きます。
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案及び郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。栗原委員。
○栗原委員 昨日、同僚森本委員からポストに対する犯罪の状況について質疑がしてありますが、まずその状況をお伺いしたい。

○長田政府委員 昨日、ポストの放火につきましての御質問がございました。昭和三十九年度におきます差し出し箱の被害は年間四百六十六件ございました。被害を受けた郵便物数は約五千通にのぼりました。この被害は三百七十四件、約九〇％は柱のポストでございます。四十二件、約一〇

％がかけ箱でございます。かけ箱の比率は、全国的に見ますと全体の半分以上でございますが、犯罪によって被害を受けたのは犯罪件数の一〇％程度、比較的少なくなっているわけでございます。

なお、この被害の内訳でございますが、中に火を投げ込んだものが三百十件、それから汚物のようないものを投入しましたものが七件、それから中にあります郵便物を盗み出しましたものが三十七件、その他の方法によって内容品を損傷いたしましたものが六十二件というふうになっております。

○栗原委員 われわれ常識的に考えて、よくこれは新聞に報道されているものからだけしかうかがい知れないわけですが、火を投げ込むというように、汚物を投げ込むというように、こういふことはあり得るように思つたけれども、郵便物を盗み出したり損傷したりする、こういうようなことは率直に言つて初めて耳にするようなことなんです。

○長田政府委員 中へ釣り針のようなものを入れてつり上げたりするようなものもございます。それから、ときに大きなものを入れて途中でつかえておいた郵便物を持ち去るというようにもあつたようであります。なお、先ほど申し上げました六十二件のその他の損壊という中には、ポストに組みついてポストを押し倒すというようなものも少し入っているわけでございます。

○栗原委員 そういつた損壊のほうは事後によく確認できると思うのですが、盗み出すほうは、先ほども申し上げたように、盗まれたそのことがわからぬだろうというものは、盗まれたそのこと自体がなかなかわからぬのじやないかと思うのだ

けれども、盗まれたことはどういふことで確認するのですか。
○長田政府委員 犯罪を犯して、監察官が張り込んだりして検挙した者が三十九年度で二十二名、全部部外者でございますが、その際の被害などから、算出してございます。

○栗原委員 これは現行犯をつかまえるとか、あとで犯人をつかまえて、犯人が盗んだ、こういう自供があれば、それを一つよりどころとして盗取ということがはつきりすると思うけれども、現行犯あるいは犯人の自供がない限り、何をつり出されたのかわからぬようなものだけれども、この辺はどうなんですか。

○長田政府委員 私が答えましたのは間違つておりまして、検挙されました者の自供その他によつて大体確認できるものでございまして、

○栗原委員 火を投げ込んだという案件が三百十件あるようではありますが、これはみんないわれる立つておるポストですか。かけ箱に火を投入すれば、これは間違えれば家が延焼するわけですが、そういう案件はないのですか。

○長田政府委員 かけ箱につきましては、全体で四十二件で件数も非常に少のうございまして、最近のかけ箱は木からだんだん金属に変わつてきています点もございまして、そのため家まで焼けたというような例はまだ聞いておりません。

○栗原委員 いずれにいたしましても、こうしたポスト、かけ箱犯罪というもののが一番好ましい数字によると、かけ箱がポストに比べれば非常に犯罪率は少ない、こういうことがうかがえると思うのです。そこでお尋ねいたしますが、切手類の売りさばきをやつておる店にはすべてかけ箱はかかつておると思うのですが、この売りさばき

所以外にもかけ箱はあると思ひます。その数、比

率等はどうなるかになっておりますか。

○長田政府委員 たいだいまのお話のように、かけ箱はほとんど全部売りさばき所にかけられていて、わけがございまして、駅構内などに大型のかけ箱を設けております。これは統計によりまして、十七個ということになっております。もうちょっと実は多いのじゃないかと思いますが、手元にあります統計では十七個ということになっております。

○栗原委員 ちよつと十七個というのが何だかわからない。

○長田政府委員 かけ箱十七個というふうに統計に出ております。

○栗原委員 十七個というのが私しろろとで意味がわからないのです。いまいしくしろろとにわかるように説明してください。

○長田政府委員 ポストは売りさばき所と切り離して置くような例もございまして、駅の構内などは乗客の便利のためにポストだけ置いてあります。その場合に、比較的大きなかけ箱を置く例が多ございまして、その個数が手元にあります資料によりまして十七個というふうになっております。

○栗原委員 つまり売りさばき所以外にかかっておるかけ箱が十七個あると、こういうことなんです。か。どういふことなんです。

○長田政府委員 ちよつと私数字を誤解しておりました。大きなかけ箱が十七個、そのほかに小さなかけ箱もあるわけがございまして、いまその小さなかけ箱の内訳につきまして、私はよく正確な数字を存じておりません。六万二千ばかりあります。かけ箱のうちに売りさばき所と離れまして置かれておるかけ箱の数をいまはつきり何個と申し上げるまでの資料をたいていま持ち合わせております。

○栗原委員 当局の方針として、今後こうしたかけ箱をどのように増置していく方針であるのか。電話のほうでは例の無電話部落に対する農村赤電というものが、初めは二百戸の戸数があつて電話

のないところへ引く、これが百戸になり八十戸になり、さらには昨今は三十戸から三十戸を割った集落であつても無電話であれば農村赤電を引こう、こういうところまでサービスが進んできておるわけですが、このかけ箱というものは、いままで農村等の人口の比較的少ないところでは、売りさばき所があればあつて設置されてないというのがある。投函ができる施設というものをふやしていく考えがあるのか。そしてふやしていくとすれば、どういふ基準でふやしていくとするのか。あるいはかけ箱を置くところとすれば、かけ箱を置くところには売りさばき所もあわせて置くようにしようとしておるのか、この辺の考え方を御説明願いたいと思ひます。

○長田政府委員 売りさばき所の設置基準は、実はかけ箱のあります五十メートル以内くらい、その他切手や紙の需要の特に多いところというふうになっておりますが、かけ箱の設置基準は、必ずしも売りさばき所と結びつけておりません。都市内郵便区の市内地では二百五十メートル以上他のかけ箱との距離があつて、それによつて便益を受けます戸数が二百戸以上のところは置く、それから郵便区の市外におきましては、距離と郵便戸数に応じてそれぞれ置くようになっております。戸数の非常に少ないところ、千五百メートル以上の距離があれば三十戸程度でもかけ箱、郵便ポストを置くということになっておりますので、近所に売りさばき所を引き受けるようなものがないけれども、そういう地域については置き得るわけがございまして、なお、きのうも申し上げましたが、年々千五百前後くらいずつポストはふえておりますし、それからそのポストの内容も、これから私も手が配いたします。ポストは、ほとんど大都市内の二方面ポストが主力になりまして、それが現在の赤いポストにとつてかわります。赤いポストはそれぞれ地方のほうへ回してまいりますので、かけ箱のほうはだんだん少なくなつてまいります。

てまいります。ポストの増置計画は、たいてい私どもは今後五年くらいに間に七千余り置く方針でございます。

○森本委員 関連。先ほどちよつと気にかかる点がありました。そのポストへ郵便物を入れて郵便物が出かけておるのでそれを取られたところがある、そういうのはどのくらいあります。

○長田政府委員 私、統計としてまとめたものを承知した人がある話としてそういうことをした、あるいはあつたということございまして、数は正確に承知していません。

○森本委員 それはポストですか、かけ箱ですか。

○長田政府委員 都会のポストでございます。

○森本委員 何かそれを改良する方法を考えなければ、何回も何回も回数が増えるのじゃないですか。たとえばポストの大きさを大きくするとかあるいは二つ置くとか、そういうことを考えなければこれは回数が重なるのじゃないか。

○長田政府委員 ポストの大きさ、取り集めの回数などに関係いたしますが、私が聞きました例では、非常に大きな郵便物を無理にあの口から入れましたためにそれが下まで落ちなかったというふうな例がございまして、これはポストに入れます郵便物の大きさにちよつと関係いたしました。差し出す人の判断あるいは常識にもまたなればならないかと思ひます。

○森本委員 ポストに入れていい郵便物は何々ですか。

○長田政府委員 種類といたしましては書留郵便物その他書留と相伴います特殊取り扱い扱の郵便物で、小包は入れないことになっております。

○森本委員 小包を除いた以外の種類は全部ポストに入れていいんでしょう。

○長田政府委員 通常と、特殊郵便物につきましては、速達だけは入れてもいいことになっておりますが、それ以外の特殊郵便物と小包は入れないたてまえになっております。

○森本委員 そうすると、大きいものを詰め込んだのは何種ですか。

○長田政府委員 五種郵便物だつたと思ひます。

○森本委員 それは入れていかぬ郵便物ですね。

○長田政府委員 種類として入れてはいけないうことになってはおられませんのですけれども：

○森本委員 いま入れていかぬと言つたじゃないか。通常と書留だけと言つたじゃないか。五種は違ふじゃないか。

○長田政府委員 通常で一種から五種までは入れてもいいたてまえになっておるわけがござい

○森本委員 小包を除いて一種から五種までということになる、入口に当然入らぬものが出てきます。それだつたら、今度の郵便法の改正によつて五種がなくなりますが、しかし、小包以外のものは全部入れてよろしいということであるとすれば、いまのポストの入口では入らぬものが出てきます。大きなものは入りません。

○長田政府委員 郵便法に基づきます郵便規則の六十四条で、種別としては先ほど私が申し上げたように入れ得るわけがございまして「但し、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、これを郵便局に差し出すことができる。」という規定はしてないわけがございまして「けれども、差し出し人も、自分の郵便物が安全に届くというふうな見地からこういうふうにしていただきたい」と思ひますし、また差し出し人の常識から大体そういうふうにしていただいております。

○森本委員 これはいづれ郵便法のときにやりますが、法の欠陥です。そういう場合にはポストに持つていかずに郵便局に持つてこなければならぬというふうな郵便規則を変えるべきなんです。そういうことは、気がついた場合には一つ一つ変えていかなければ何回も何回も同じようなこ

とを繰り返すということになるわけで、そういう点については郵便法を受けたところの郵便規則を改定すればいいわけであって、やはり進歩するか前進するか、そういう方向に——進取の気性というか、そういうものを郵務当局の官僚の人たちも持ってもらいたいと思うわけです。

それからもう一つ、先ほどの栗原委員の質問で、切手売りさばき所の問題であります、八十五条適用地における切手売りさばき所というのはあります。

○長田政府委員 それは無いと思っております。
○森本委員 八十五条適用地というので切手売りさばき所がない人は、どういうふうにしてはがき、切手を買っておりますか。実情を調べたことがあります。

○長田政府委員 八十五条適用地の人は、原則としては自分あての郵便物を郵便局に取りに行くことになっております。ただ、郵便局に取りに行くのが原則でございますが、途中に郵便の配達場所を指定して、そこで受け取るという道もあるわけでございます。郵便局で買うのが大部分と思いますが、指定の配達場所の近辺の売りさばき所でも買うことも当然あり得るのではないかと、うふうに考えております。

○森本委員 考えておられますと言つて、あなた方実情を調べたことがないでしようが。私の選挙区には八十五条適用地というものが非常に多い。それで実際問題として配達している場所、その場所あたりにも切手売りさばき所がないところがある。そうすると郵便物を受け取る場合にはそこまで行つたらいけれども、今度は出すときにはとつとつと郵便局まで行かなければならぬ。八十五条適用地というのは、郵便局から非常に距離が遠いので、八十五条適用地というものができておる。にもかかわらず実際に出す場合には郵便局まで行かなければならぬ、こういう不便さが相当あるわけでありまして、そういう点について郵務当局として具体的に調査をしたことがありますか。
○長田政府委員 各郵政局で調査いたしました。

の結果は持っております。ただいまのお話の、そういうところにポストがあるかどうかという点につきましては、制度その他の関係からないものと私どもは考えているわけでございます。

○森本委員 そこでやはり手数料の問題にかかわるわけでありまして、今度の場合三千元を五千元に引き上げておるわけでありまして、そういうふうな八十五条適用地等における切手売りさばき所というのは、実際に売りさばき所を設置しても、もうもうけにはほとんどならぬわけですね。実際には国民にサービスを郵政省がしなければならぬものを代行して行なう。一カ月にわずかはがきであれば十枚か二十枚しか売れないというところが相当あるわけでありまして、ところがいまの手数料では午前八時から午後六時までやられたのではとてもじゃないがやれぬというところ、この切手売りさばき所の引き受け人すらないというの実情であらうと思ふのですが、そういうところこそ目の届かない、光の届かないところでありまして、こういうような手数料については特例を設けて、そういうところは一つの報償費なら報償費を出して、売ることをお願いするということとを逆にこつちからやらなければならぬような場所ではないか、こういうふうにご考慮願ひます。

○長田政府委員 ポストの増設の計画につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、できるだけポストと売りさばき所は関連することが望ましいわけでございます。ポストを置きます近辺におきましてはなるべく売りさばき所を私どもは置くようにしてまいりたい。従来からもきよな方針で進んでおります。いままではどちらかと言へば受け身で、希望者を募つて、希望者があればこちらから頼みに行つてまでやつてもらふということがあまりなかったのではないかと。ただいまのお話のようにそういうような体制ではなかつたかと思つております。

手数料の面につきましては、最低保障の引き上げで、ある程度そういう部門につきましても報いることができると思つておりますが、今後はたまたまお話しのようにポストをつくる場所を伸ばしていきたいと思います。売りさばき所につきましても、ある程度こちら側が積極的な心がまえで進んでいくようにしてまいりたいと思つております。

○森本委員 八十五条の適用地にはポストがありますか。

○長田政府委員 取り集めに参りませんので、ポストは大体ないと思つております。

○森本委員 だから結局その土地にはポストも切手売りさばき所も両方ともない。酒屋に三里というわけではないけれども、郵便局に何里というところ、山を二山も越して行かなければならぬ、こういうような現実になっておるわけでありまして。だからそういう点については何らかの救済措置というものを考えてもらいたいということが数年来の、こういう八十五条適用地の人々の念願になつておるわけでありまして。だから私はこういうふうな手数料の引き上げの際に、そういうところのいわゆる切手売りさばき所の設置と、さらにポストの設置については、これは確かに要員問題に關係してくるわけでありまして、郵便料金あるいは郵政事業特別会計から見ますと、非常に不合理な点が出てきますけれども、しかし郵便事業の平等化という点からするならば、やはりそういう点についてははうつておいてはいかぬ。金の出し惜しみをしてはならぬ、こういう観点に立つておるわけでありまして。そういう点についても、私は今回の手数料の引き上げの際に、こまかく配慮を払つて検討していただいたものであるというふうに考えておつたわけでありまして、いま郵務局長の答弁を聞いておきますと、やはり損をするところは損をする、こういうふうないまの答弁では受け取れるわけでありまして、あなたの部下の各課長も、それぞれ郵政局の部長もやつておる人間もたくさんおるわけであつて、いま私が言つたような事柄

については、郵政局長をやつたことのあるあなた自身も、これはおそらく広島においてはそういう管内があることでもありますので、そういう目の届かない日の当たらないところについてもあたたかい思いやりを郵便事業としてはやつていくということをやつてこそ、私は初めて今後の郵便事業というものが国民と密着をしていく、こういう点も考えていかなければ、ただ大都市の郵便事業というものの利用改善をして、大いにそれを宣伝していく。それは単なる郵政事業の合理化だけであるということではなかなか納得しがたい。そういう点をもつとこまかく配慮してやつていかなければならぬ、こう思うわけでありまして、ひとつ今後——おそらくこの問題は郵政局の局議で協議せられていないでしよう。はつきり言つておいてもいいのですが。

○長田政府委員 八十五条適用地の対策につきましては、何回か局内で打ち合わせたことはあるのをごさいます。先ほど申し上げました配達場所の指定とか、あるいは共同受け箱の設置、途中まで両方から歩み寄つて共同集約的な受け箱をつくる。そこまでは配達する、取りに来てもらう、そういうようなことの推進などしまして話し合つたことがございます。共同受け箱の設置場所あたりにはポストを積極的につけていくということも一つの解決方法かと思われまして、またたいたいとお話のように、そういう場所につきまして売りさばき所もこちら側から積極的につくるように働きかけていく、そういう問題も今後の問題として考えてまいりたいと思ひます。

○森本委員 それは両方から来て共同して、要するに受け渡し場所をつくるということとはまあいいけれども、その場合に四百五十円の最低料金で売りさばき所を引き受ける人があるかどうかという事です。はつきり言つと、今回のこの改正案でいいますと、五千元が最低になるわけでありまして、一カ月四百五十円もらつてそれを引き受ける人があるかどうか。そういうところへこそ実際に切手売を、はがきを売る量が少なくなつても、

報償費として何千円か逆に出して、郵便局のほうから売ることをお願いいたしますというのをやめて、これを初めていいのじゃないか、そういう点を事こまかく考えてやらなければならぬのではないか。いわゆる受け渡し場所についてはわかりました。これは私がやかましく言うので、そういうことを検討したのだからと思いますが、今回のこの切手手数料引き上げに際して、そういうところにおけるいわゆる切手売りさばき所の設置問題等について、はたしてこの四百五十円程度で引き受ける人があるかどうか、そういう点まで事こまかく検討したことがあるかどうか、こういうことであります。なければいけないで、こうである。なければ次の機会に、さらに今後郵務当局においても、そういう内容については事こまかく——これは手数料の改定という形ではその他の手数料との問題があつて、なかなかむずかしいと思います。しかし、そういう場合には、たとえば郵便局のほうから別途に報償費とかあるいは奨励費とかという名目を出せると思います。そういうようなやり方を研究したことがあるかどうか、こういうことを聞いておるわけです。

○長田政府委員 手数料の率あるいは最低保障という形でも検討してまいりまして、それ以外の方法まで十分検討いたしてはおりません。一面その土地の方々の郷土愛等にも期待いたしますと同時に、ただいまお話しのような点もあわせて今後の施策を進めてまいりたいと思います。

○森本委員 重ねて言っておきますが、たとえば現在でも東京とか大阪において、同一区分の場合には一緒にして差し出し人が差し出した場合は報償費をやつて差しつかえないことになっておるわけでしょう。これは料金法によつてやつておるわけじゃないでしょう。省内におけるいわゆる報償費としてやつておるわけであつて、これは郵便料金には関係のないやり方でしょう。

○長田政府委員 お尋ねのように、差し出し人が相当の努力をして、こちら側の人数が相当軽減されるということに對しまして、差し出人に對し

て、その協力をするために必要なアルバイトの賃金程度のものを報償費として出すことにしておるわけでありまして。

○森本委員 その報償費は郵便局の料金には関係なしに、省内自身のやり方としてやつておるわけでしょう。

○長田政府委員 仰せのように、法律の根拠と申しますよりは、むしろ予算措置としてやつておるわけでありまして。

○森本委員 だから、私が言つておりますのは、そういう大都會で郵便局の都合のいいほうにだけ報償費を出して、実際は郵便局、郵政省がサービスをしなればならぬけれども、実際に売りさばき人がおらぬ、ぜひひとつこゝでは切手や収入印紙を、すまぬけれども売つてくれぬか、こういうふうな場合には、逆に今度は郵便局のほうから報償費を——もともとものうけには絶対ならぬけれども、売つてやろうという人々に対しては、逆に報償費を若干出していいのではないか、それがこの最低保障額の四百五十円ではとてもいまの物価高からするならば無理じゃないか、そういう面も少し郵政省としては身がつて過ぎる。もうけにならぬことは一切やろうとしない。郵便というものはそんなものではない。その郵便の根本の精神を忘れたならば、この郵便料金の値上げに對しては大反響を加えますよ。やはり郵便というものは国民に對して平等にサービスを展開していく、万国共同であるというところに郵便の大きな使命があるわけでありまして。そういう点からいって、いま言つた八十五条の適用地と実際に売りさばき所の引き受け人はないというところについては、逆に郵政省のほうから売りさばきをお願いする、こういうことも郵政省としては考えていいのではないか、こういうことを私は言つたわけですよ。もし今回そういう点が全然なかったとするならば、そういう精神を持つてこそ初めて郵便事業というものが生きてくるということを私は言いたいわけでありまして、ひとつ郵務当局としても、今後こういう内容については、局議においても省内にお

いても十分に討議をしていただきたい、こういうことを申し添えておきたいと思ひます。

○長田政府委員 実はそういう八十五条適用地の料金改正で郵政審議會等でもいろいろ論議されました場合に、あまり収入のないところに少し手数料や経費をかける過ぎるのではないか、そのために料金コストを非常に高くしているのではないかと、そういう論議なども相当ございまして、それにつきまして私も実はたゞいま先生のお話しのように、料金を引き上げるといふ際に、現行のサービスでもある程度問題があるのに、それをさらに引き下げるといふことはとてもやるべきではないわけでありまして。しかしそういうような事実もあることは相当あるわけでありまして、一面ではそういうことも考慮しながら、しかし基本としてはサービスを全国あまねくだんだん改善していく、そういう方向で私どもこの問題についても取り組んでまいる所存でございます。

○栗原委員 ただいま森本さんから、八十五条適用地域を中心にして郵政のサービスぶりについて鋭く追及があつたわけですが、大体同じようなサービスをするものに電話あり、また電波でサービスをやるNHKあり、こういうことなんです。この三者を並べてみると、どうも郵政が一番サービスが悪い、なつておらぬと言つても言い過ぎではない。NHKあたりでは難視聴区域が見聞きできないように努力すると同時に、当面共同視聴施設のたつてはばく大な助成金、補助金を出しておる。また一方電話のほうでは、これは農村赤電という姿で無料で電話を引いておる。それが今日では三十戸単位くらいまで電話を引くようになった。政務次官、よく聞いて間違ひのないように答えてくれませんか。農村赤電のあの施設費は公社がみずから持つておるのですか。どこからか補助しておるのですか。これを明らかにしてください。

○長田政府委員 電電公社が全部持つておるわけでございます。

○栗原委員 いまお聞きのように全く不引き合いの地域に、やはり公共性を尊重して通信手段を与えなければならぬということで農村赤電というものを設定し、しかもそれが三十戸程度の部落にまで無料で施設を供与する、こういうところまでサービスがいつておるわけですよ。NHKはNHKで、先ほども言うとおりこれは聴取料は同じであるけれども、これを聞かせるようにするために次々に中継所相当のものを新設する、それでもなおかつ難視聴のところに、共同視聴の施設をするためにばく大な補助金を出す、こういうところまでやつておる。こういうときに、郵政のほうの郵便物の配達あるいは発送ということについて、発送についてはポストという問題がありまして、またポストがあれば当然そこには切手、はがきの売りさばきがあればならぬ、こういうことでございます。先ほどのお答えによると、五カ年に今後ポスト、かけ箱合わせて七千ふやそう、こういうことですが、七千ふやうものをふやしますと、地域的にどのくらいの集落のところまで施設ができるのか、こういう点をひとつ御説明願ひたい。

○長田政府委員 現在八十五条適用地は、個所にしまして三千六百、戸数にして一万二千戸くらいでございます。そのほかに、冬季だけの八十五条適用地が九百個所まだあるわけでございますが、冬季の面につきましては、これは春から秋までは取り集めも配達もしているわけでございます。八十五条適用地の解除の方向につきましては先ほども申し上げ、年々百五十戸ぐらいつつ大体進んでいるかと思つておりますが、ポストをそういう場所にとどいうふうにつくっていくかということにつきましては、現在の八十五条適用個所を五年間にどういうふうにして、その地域内に幾つのポストをつくるかということまでの精細なる資料は手元にいま持つておりません。

○栗原委員 私は、少なくとも農村赤電を引いておるようなところへは、すでにポスト、売りさばき所の設置してあるところが多いと思ひますけれども、

ども、農集を引いてなおかつポストもない、売りさばき所もないというところは相当たくさんあると思うのです。こういうところぐらいいまでは、やはり郵政としても、公共の事業としての郵便事業、こういうものの手を伸ばしていくべきではないか、こう思うのです。そして、先ほど来売りさばきの問題についても、はからず局長のほうに、いままでは申請があったからというような立場であった。しかし、それだけではいかぬと思うのです。これから先こそがほんとうに郵政のほうのサービスを發揮する場面だと思ふのです。これからそのサービスを發揮する場面は、おそらくこれは四百五十戸ぐらいいらったって、やろうと申請してくるものは一軒もない。そういうところこそ、先ほど森本君の言うとおりのお願いを申してポストも立てさせてもらう、かけ箱もかけさせてもらう、切手も売りさばいてもらう、こういう姿勢で穴を埋めていく、こういうことにしなければならぬと思ふのです。かりにポストだけ置いて、その地域に切手類の売りさばき所がなければ、入れることはできるけれども、切手は別のところに買に行かなければならぬ、こういうことになるわけですから、決してできたことが不便になるわけではない、便利になるけれども、それだけでは完ぺきではないと思ふのです。したがって、今後都会地、特に先ほどお話のあった駅等の人の集集するところで、ポストはあるけれども、そこ自体には売りさばき所はない、こういうことは理解できますけれども、地域的に入っていけば、ポストと売りさばき所は、これは二にして一のものなんです。これは別個にあつていいものではありませぬ。ポストがあるところには必ず切手があるのだというところでは、ポストをつくってもらった利便を受けることにならない、こういう立場で、ひとつ比較的数字の少ない地域へもポストを置くと同時に、売りさばき所もつくる。しかしその売りさばき所は四百五十戸でやりましようと思ふと飛び込んではいけません。これにどう対処していくか、こういうことが問題になってくようかと思ふので

すが、ひとつこれらに関する所見を伺いたい。

○長田政府委員 基本的な考え方としては、先ほど申し上げましたように、私も八十五条適用地につきましても、いろいろな方法でこの改善につとめてまいりてございまして。ただ一つ問題は、先ほど御指摘のありました農村公衆電話などとの比較で、そういうものではきて改善されていくのに、郵便は一向改善されない。あるいは改善の速度が非常に遅いという問題はございまして。実は最近偶然個人的に知りましたような場所でも、一昨年は電灯がついた。昨年は農村公衆電話がついた。しかし郵便のほうはどうにもならぬ、何とかしろというお話でございまして、いろいろあれしますと、現在配達してあります道路から九キロ、十キロぐら離れたところに五戸とか四戸とかいうのがございまして、平均しまして一日二通ぐらゐる郵便がある。いままでは道路がとて悪くて、とても一人一日がかりでしかそこへ行けなかった。道路は林道ができて改善はされたけれども、大体三時間近くかかるというふうなことでございまして、その部門だけについて考えますと、何とかしなければならぬという気持ちにもなるわけでございまして。他面、一人の半分ぐらゐるの努力をそこにかけなければいけない。いわば明治初年以後の先輩が非常に範囲を広げてつぱにやつてまいりましたのですが、その後特に最近に至りまして、人件費その他が高くなつてきたという問題とからみ合わせまして、電話その他の改善と比べて、なかなか遅々として歩みが早くなれないということも一面ではやむを得ない事情もあることを御了承願ひたいと存じますが、基本的には先ほど申し上げましたようないろいろな方法で改善してまいりてございまして。

○栗原委員 いまの局長の答弁、苦衷はよくわかるけれども、答弁の内容は、八十五条適用地を中心にものを考えているようです。私の言うのはそうではなくて、八十五条の適用地とその他の地域、二つを考へてゐるのです。八十五条の適用地については、八十五条適用地の特殊な対策を立て

なければならぬと思つております。私が主として力を入れて訴えておるのは、八十五条適用地でないその他の地域の中に、三十戸、四十戸集まつておるところが、みんないわゆるポケットになつておるわけでしょう。そういうところへ、やはりサービスの手を伸ばしていくべきではないか、こういうことを考へるわけです。それはもちろんポストがなければ、切手がなければ、郵便を出そうとすれば、売りさばき所に買に行つて、ポストに入れる以外手がないのだから入れておりますよ。おれのところには売りさばき所もないしポストもないから、切手も買わない、手紙も書かない、そんなわけにはいきませんよ。幾ら不便でもやつておりますよ。やつてゐるから、それでいいのだということではないと思ふのです。やはりそういう四、五十戸のような部落にもポストを置き、売りさばき所も設定していくというサービスを言つてゐる、これに対する考え方を。

○長田政府委員 実は先ほどはかの委員の御質問の際に申し上げましたのですが、現在のポストの設置基準からまいりまして、既存のポストから千五百メートルぐらゐる離れておりますと、享便戸数が三千戸程度でもポストを置くことになつております。現実にはまだ置かれていないところもあるかもしれないが、私も私としては、基準としてそういうところに置くことにしているわけでございます。あと当該局の定員事情等もあるかと思ひますが、そのような地域につきましても、これからは先ほど申し上げましたポストの増置の問題に關連して取り進めてまいりてございまして。

○栗原委員 千五百メートル以上離れておるといふけれども、それは千五百メートルが千メートル離れても、なかなかつかないものですよ。私はしろとだから具体的な問題は知りませんけれども、見てゐると、いなかのほうには配達する人がポストをあけて集めておるようです。そういうことになれば、五百メートル離れた一つの集落が五

十戸ある。そこにも配達があるのですから、行つたついでにポストをあけて持つてくればいいのじゃないですか。そこら辺がわからぬ。わざわざ別仕立てでそこへ集めて行くかというところになると、なかなか原価が高つくだろうと思ふけれども、配達には入つて行くのだから、入つて行つたついでに集めてくる。そういうことで集めるという数がふえれば、勢ひ持つて歩く品物等の関係もありまして、いままで十カ所回つておつたのが、今度は八カ所になるというふうな線は出てくるでしょう、いままでやつてゐなかつたものを新たに付加するのですから。しかしそのくらのことは、やはり郵政が負担をしてサービスを増強すべきではないか、こう考へておるわけですよ。千五百メートルというのは少し遠過ぎます。千五百メートルというのは、口で言えば千五百メートルだけれども、千五百メートル歩いて切手を買つてくる。うちへ帰つてまた千五百メートル歩いて入れに行く。二回往復すれば千五百メートルの四倍で六千メートルになりますよ。こういうことはやはりサービスとしてはやるべきかと思ふのです。どうですか。

○長田政府委員 戸数の変動等で、私もただいまの基準のところでもまだ設置していないところもあるのではないかとこのように考へておりますが、現在の基準の中に入ります場所についてポストの設置を推進いたしますのと並行いたしまして、ただいまの先生の現在の基準を変更すべきではないかという問題を、いろいろ具体的な事情等も調べましてよく検討させていただきたいと思ひます。

○栗原委員 距離でばかり規制しているけれども、私は距離よりもやはり集落だと思ふのです。だから赤電あたりも、距離よりもやはり戸数を基準にして農村の赤電を引いてゐます。初めは八十戸、七十戸、昨今は先ほど言つたとおり三十戸ばかりまとまつた部落で農村赤電を引く、こういう形になつておるわけですが、ポスト、売りさばき所等もそういうぐらゐに、その部落の戸数が

三十戸以上なり四十戸以上あるところにはやはりめんどうを見てやるべきではないか。基準を考慮なさるときに、距離も必要でありましようけれども、距離と同時に、そういうものない、しかもある単位で離れた一つの農村集落、地域集落というものは基準の一つの大きなものさしにして考慮してもらいたい、こう思います。

以上申し上げて、私の質問を終わります。

○佐藤(洋)委員長代理 如君。

○畑委員 振りかえのほうについて質問をいたします。

振りかえのほうでは、払い込みと振りかえと振り出しと、こういうことになっておりますが、その大体の手続をひとつ最初に教えてもらいたい。

○稲増政府委員 お答え申し上げます。

払い込みは、個人が郵便局のほうに参りまして、何か商品を買いました場合に、代金をこれこれの口座に払い込んでくれというふうな要求がございます。郵便局はそれを受け付けてまして地方貯金局のほうに送りまして、地方貯金局ではその金を加入者の口座に入れたことを加入者に通知する、こういうことでございます。振りかえは、個人が自分も口座を持っておりまして、その口座に入っている金を他人の口座に振り込んでくれという要求で、これも郵便局を通じて地方貯金局ではその手続をいたしまして、地方貯金局から申し込み者のほうには移した、移されたほうに對しましてこういう金が入ったという通知をいたします。最後のものは、これは本人払い出しと他人払い出しとありますが、大体は他人払い出しでございます。自分の口座の金をだれそれに払い出してくれという要求をいたしまして、地方貯金局からその振り出し証書をその方に送る、その方は郵便局で現金にかえる、こういう仕組みでございます。

○畑委員 そこで何うのですが、振りかえ料金が、今度通常振りかえ——これは金額に関係ないですね。これが三十円が十五円になる。そこで尋ねるのですが、郵便料金が今度上がる。封書で十円が

十五円になるといふときに、これは三十円が十五円。いま聞くと、振りかえのときは両方に通知するのですね。片方の口座のほうと片方の口座のほうと、両方に通知する。そうすると封書で二通出すわけですね。そうすると、普通の個人が出す場合だと、封書でやる場合には三十円払いますね。けれども郵便局がやるから、それは郵便事務としてやるから料金はただといえただけけれども、郵便料は逆に上がる。十円が十五円になる。十五円が二通だから三十円になるはずだ。ところが前の三十円というのは、十円ずつの封書で二度やるから二十円、それで十円もうけた、こういう計算かもしれないけれども、今度の場合は、郵便料金が上がるのと逆に三十円が十五円になる、こういうことになると、幾ら郵便局の仕事は料金を払わないと言ったって、これは損になりやせんか。どういうわけでこれは下げたのか。うんと利用してもらいたいということのために下げたと思う。思うけれども、郵便料金の値上げと関連して下げ過ぎやせんか、こういうような感じがする。それで聞くのです。

○稲増政府委員 ただいまのお説、その観点からだけ見ますと、さようなお考え出てまいると思うのでございますが、われわれは振りかえの料金をきめるときに、個別の原価主義と申しますか、そういうものでなく、総合的な収支のバランスを見まして、料金をきめておる次第でございます。御承知のとおり振りかえ制度の本流は、何と申しましても通常振りかえにあるわけでありまして、たまたまわが国におきましては、この制度がいろいろな理由がございまして、普及いたさず、せつかつのいい制度が現在その効果を發揮していないというふうな観点から、振りかえ制度の伸長、すなわち通常振りかえ制度の普及というふうな点を考えまして、原価計算等からいたしますればさうでございますが、振りかえ全体の収支を償うというふうな観点から十五円がいい。しかも十五円にいたしましたのは、大体通常振りかえは、定期継続振りかえ方面にたくさん使ってもら

いたいというふうな気持ちもございまして、それらの各公益事業者の集金コストが大体十五円前後というふうな承っておりますので、十五円くらいにすればこういう方面の御利用がございまして、制度が普及するといふふうなことも一つの観点でございますが、一応全体の総合原価主義と申しますか、全体の収支のバランスから十五円がいいというふうな考えておる次第でございます。

○森本委員 それはこの間私が言ったように、郵便振替貯金だけの結局総合原価主義をとるのである、郵政事業は御承知のとおり郵政事業特別会計の方式をとっておるわけですね。だから実際問題としてその原価計算主義をとるとするならば、その無料で送るところの通信事務の郵便料金というものも、これを実際に払うものとして計算をしなければならぬわけだ。たまたま通信事務として無料をやっておるからそういうことが成り立つけれども、原価計算主義をとるとするならば、実際に十五円というものの料金を払ったものとして計算をしなければならぬ。だから振替貯金のほうは、振替貯金のほうだけの計算しかとてない。だからそれに対して十五円の郵便料金を加算をしたとするならば、郵便振替貯金の会計というものは総合的にはマイナスになる、こういう結果になると思うのですが、これは総合的に考えてどうですか、政務次官。振替貯金は振替貯金、郵便事業は郵便事業だけで考えるべきものではない。これはいま畑さんが言ったように、十五円の通常振りかえであっても、十五円と十五円の料金がかるわけでありまして、だから貯金局長は貯金局長で、貯金局のことだけしか考えなくて、原価計算、原価計算と、こういつておる。しかし郵政事業特別会計全体から見たらさうはならぬのじゃないか。これはもうちよつと明確な答えがでなければいかぬ。これは貯金局長じゃなしに、もっと上のほうの人が回答しなくちゃならぬから政務次官になるわけですね。

○森本委員 郵政事業に特にたんのうな森本委員、百も承知で御質問のことと思いますが、御承知のように、郵便事業あるいは保険事業、それぞれ性格を異にいたしておるわけでございます。そして各事業それぞれ収支の均衡がとれるということを中心にして行なわれておるわけでございます。したがって、郵便料金の改定の際には、あるいは森本委員御承知のとおり、通信事務ということで、実際的には料金も取らずにやっておるわけでありまして、理屈の上からいけば森本委員のお説も原価計算等については考慮しなければならぬのかもしれないけれども、郵政当局としては、現在そういう立場をとらずに原価計算等を行なっておると私は承をいたしておる次第でございます。

○森本委員 そうすると、結局振替貯金における赤字を郵便事業のほうで補ってやる、こういうことになるわけですか。

○稲増政府委員 振替の事業だけの収支の総称というふうな観点でございまして、ただいまのところ、先ほども申し上げたかと思いますが、通常振替で赤でございましてその他の業種でカバーする。全体として収支は四十年度におきまして、収入が五十一億六千九百九十九万、支出が五十一億三千五百萬、約三千四百萬円の黒字と相なる次第でございます。四十一年度の予算におきましても四千八百萬ほど黒が出るというふうに振替事業といたしまして、収支が……

○森本委員 それはわかっているのです。何回も答弁を聞いて。しかし実際にその場合に十五円の郵便料を払ったら赤字になるだろう。十五円の郵便料というものを通信事務で無料をやっているから、そういう計算になるけれども、結局、一体十五円の郵便料と三十円の郵便料の差はだれがかぶっているのか、それを聞いておるわけですね。だから振替貯金の会計では、確かにあなたの言うところの計算になるわけですね。実際にその郵便料金を払ったら赤字になるはずだ。その赤字はどこにかぶっているかということをはっきりしてもらえさすれば、この場面はいいわけで、それは郵便料

金のほうでその赤字をかぶっている、こういうことになるのじゃないですか、郵務局長。

○長田政府委員 実郵便貯金事業と郵便事業とは、ともに助け合いの形になっておりまして、窓口の現金の出し入れ等につきましては貯金部門に依存しているところが多分にごさいます。そういうふうな関係等もありまして、貯金局のほうは、ただいまお答えしたようなことになっているのかと存じます。

○森本委員 だから貯金のほうの答弁は、貯金のほうの答弁でよろしいと言っておるわけですが、しかし現実には振替貯金の会計はそういうふうな黒字になつても、かりにそれが実際問題として郵便料を払つたとしたら、相当な赤字になる。その赤字は一体どこでかぶっているのかといえ、郵便料金の中にかぶっているのじゃないか、こう言っておるわけですが、そうでしょう、現実には、振替貯金の場合には振替貯金特別会計というものがあつて、郵政事業特別会計に振替貯金のほうから、いわゆる貯金特別会計から繰り入れをするけれども、振替貯金の会計では確かに黒字になつておる。黒字になつておるけれども、実際問題として十五円の郵便料を払つたとしたらそれだけ赤字になる。だからそのものは実際問題としては会計法上では出てきていないけれども、実際には郵便料金のほうにかぶつておる、こういうことになるわけでしょうが、郵便料金にかぶせておる、そのおかげで振替貯金のほうは黒字になつておる、こういうことではないでしょうか。

○稲増政府委員 ただいま振替も郵政事業特別会計の中に包含されておまして、郵便料につきましても、一応支出としてそれ相当の経費はコストの中に見積もつております。

○森本委員 それじゃ郵便振替貯金のこの中で、特に郵便料の支出を何ぼ見ておる。それから現実には郵政省における郵政事業特別会計の中で、郵便料金を何ぼ見積もつておりますか、通信費として……。

○稲増政府委員 手元にございます四十年度の振

替貯金の収支比較という表の支出の面では、無料郵便料として四億六千五百八十万円ほど一応見込んでおります。

○森本委員 そうすると四億何ぼというものは何ぼの金額にして計算しておるわけですか。十五円で計算しておるのですか。三十円でやっておるのですか。定期継続振替の場合……。そんなにもうかるはずはない。

○稲増政府委員 ただいまの数字は四十年度の予算の数字でございまして、当然改定前の数字でございまして。

○森本委員 いま審議をしておるのは四十一年の問題を審議しておるわけであつて、四十一年には、要するに七月一日から書状が十五円になるわけですから、十五円になれば往復で三十円になるわけ、定期継続の振替が十五円とするならば、畑さんが言つておるように十五円の赤字になるはずで、四十一年度の通信費の無料郵便物の収支は何ぼに組んでおるのですか。

○稲増政府委員 一応われわれといたしましては、現在仰せのとおり、定期継続振替は赤に立つわけでございますが、利用増から将来はこれだけで黒になつていくというふうな考え方から出発いたしております。

○森本委員 将来は利用増によつて黒字になるといふのはどういふ意味ですか。

○稲増政府委員 利用件数がふえまして、取り扱金類がふえ預託高が多くなる、預託収入の利子が多くなる、こういう循環でございまして。

○森本委員 そうすると四十一年度の予算においては、運用収入と料金収入との割合はどうなつておりますか。

○稲増政府委員 ちよつと数字をいま探しておりますが、料金が七割五分、運用収入のほうは二割五分ということになっております。

○森本委員 運用収入が二割五分ですか。

○稲増政府委員 さうでございます。

○森本委員 運用収入が二割五分、料金収入が七割五分で組んでおつて、定期継続の振りかえがど

んどんどんふえていつて、それによつて実際問題として運用収入によつて黒字になるといふ答弁はどこから出てくる。実際問題として郵便料金が三十円かかる。それを十五円しか料金を取らない。それがどんどんふえていつたら運用収入によつて黒字になる。それだつたら、そのパーセンテージが逆に成つておればそういうことが言える。ところが料金収入が七割五分で運用収入が二割五分では、いまの貯金局長みたいな答弁にはならぬと思う。

○稲増政府委員 漸次利用の増大とともに預託利子がふえてまいりまして、私たちの計算によりますれば四十五年度あたりになりますと……。

○森本委員 四十五年度のことを言つてやせぬ、四十一年度のことを言つてはならないですか。それが四十五年度のことを言うた。

○稲増政府委員 四十一年度では赤字でございまして。

○森本委員 初めからそういうふうにちゃんと赤字なら赤字と言へばいいわけですが、それで、ついででありますから、ちよつと聞いておきたいのですが、気にかかるとは、郵政省の郵政事業特別会計の中において、無料郵便というもののについては、これは予算化しておるわけですか。

○長田政府委員 予算化はしております。内部的には一応の数をあげまして、相互にたとへば貯金事業のほうに支払うべき分、そういうようなものを一応は立てておりますが、予算化はしておらないわけでは。

○森本委員 その無料郵便物は一応どの程度に見ておりますか。

○長田政府委員 ただいま私数字をちよつと持つておりますが、二十数億一応計算を立てておるのではないかと思つております。三十億近くだったと思ひます。

○森本委員 三十億ということになりますと、はがき、封書にしてどの程度になりますか。三十億で足りませんか。

○長田政府委員 現実に出来ます無料郵便物、その計算等につきまして、いまちよつと手元に資料を持っておりますが、過去何年か少しずつの増減でございまして、四十一年度の増減の数字ではないかと思つております。

○森本委員 それではちよつと聞きますが、三十億の二十分の一のその四分の一の金額で封書とはがきで何通になりますか。

○長田政府委員 二十分の一で一億五千万、その四分の一でございまして三千七百五十万でございますから、十五円封書にいたしますと、二百五十万ぐらいになると思ひます。はがきにいたしますと、約五百五十万ということになるかと思ひます。

○森本委員 高知県で約二百三十局ありますが、それで郵便局が通信事務のはがきと封書を一日大体どの程度出すか御承知ですか。集配郵便局、それから普通郵便局が定期的に出入しなければならぬ報告書類をどの程度出すか。

○長田政府委員 ただいま承知いたしております。

○森本委員 私がいまやつた計算方式で一ぺんやつてみてください。これは数字が合はぬと思ひます。一類証郵便類から郵便の報告から全部合はせまして、相当のはがきとそれから封書類のものがいかなければならぬことになりまして、三十億とすれば、その二十分の一のその四分の一で割りますと、大体高知県の数が出てくると思ひます。その数を郵便局の数で割つてまいりますと数字がわかりませんが、おそらくその数では足りないのではないかと思ひます。試みに電話料は幾ら予算に組んでおられますか。これは経理局長がおらぬとわからぬと思ひますが、そのこともひとつよく調べておいてください。次の機会に質問をすることにします。

○畑委員 いまの問題はそれだけにしまして、それに関連して政策的な話がいま出た。要するに、民間の債権債務の決済を円滑にしてい、いままでに利用されておらなかったのを利用させる、そのた

めに取扱い高もふえる。したがって一時は赤字でも、だんだんよくなっていく、こういうようなことでした。ところが外国の例は振替料金なんかはどうなっているのかと承りたいのです。

○増増政府委員 日本におきましては、この制度は御承知のとおり口座を持っており、その千人で四人、外国では大体百人以上というような普及率でございます。そのために料金関係におきましてもほとんど振替かえは無料、取り扱いは残高の運用収入によりまして、通常振替はほとんど例外なしに無料でありまして、その他払い出し等もごく一部の国を除きましては大体無料で行っております。

○煙委員 そうなると、ますますというわけにはいかぬだろうけれども、そういった口座の数が多くなるというようになれば、逐次よくなるだろうけれども、いまは逆にマイナスではないかという質問を私はしたのだけれども、そうじゃなく将来の見通しということになれば、いまの諸外国の例からすると、もっと普及をすれば当然振替料などは無料で済むだろうと思うのですが、将来の展望について政務次官ひとつ御意見を伺いたいと思います。

○増増政府委員 利用数の増加に従いまして、手数料は漸減をして理想的な姿としては手数料を取らずにやっていきたいという目標を立てておる次第でございます。

○森本委員 ちょうどいま外国の例が非常にいい例ですが、日本の振替貯金とだいぶ違うわけですが、外国の場合その運用収入によってほとんどまかなわれているようでございますが、その運用利率は幾らになっておりますか。

○増増政府委員 大体平均いたしまして、七分から八分とそれをこしているくらいではないかと思っております。

○森本委員 日本の場合には幾らですか。

○増増政府委員 ただいま資金運用部に預託いたしました、最長七年もので六分五厘であります。

○森本委員 局長が答弁をするときにはそういう

重要なことを答弁しなければ意味ないですよ。いいですか、はっきり言って、いま煙さんが質問をしている点は、重要な点はあるわけですよ。ことに運用収入がふえるふえるといったところで外国の場合は七分、こちらは六分五厘で、五厘違えば相当違ってくるわけでしょう。だからやはり日本の場合でも、現在の六分五厘が七分にでもなれば、まだまだ相当違ってくるという点を、やはりこういう機会に郵政省というものは明らかにしていかなければならぬと思うのですよ。そういう点、ちょっと頭の回転をもう少し貯金局長が鋭くやっ答弁をしていけば質疑がスムーズにくわだ。大体何の質問をしているかということ

を察していかなければ答弁は意味ないのだよ。いま初めて運用利率の内容がはっきりしたわけですが、外国は運用収入でほとんどやっております。日本の場合には料金収入が七五％である。ところが今度それを運用収入に変えていきたい。だんだんふやしていきたい。確かにその方向はよろしい。しかしそれと同時に現在の運用収入も外国並みに七分以上にするならば、振替貯金というものは利用がよけいに増してくる、こういうことになってくるのじゃないですか。

○増増政府委員 そのとおりでございます。

○煙委員 もう時間もくるようですから、その次にお聞きしたいのですが、今度払い込み及び払い出し料金を五百円以下の場合だけ引き下げた。ところでお聞きしたいのですが、いままでの統計をとったのがありますか。五百円以下の件数とそれから五百円から千円までの件数、それから上の割合を、統計をとったのがあればひとつ聞かしていただきたい。

○増増政府委員 通常払い込みにつきましては、五百円以下は件数の割合といたしまして一一・四％でございます。五百円から千円までのものが一七・三％でございます。一番多いのは千円から五千円までが大体四五％というふうな数字でございます。

○煙委員 そうすると、五百円以下というのは案

外少ない。一一％ということなんです、そうすると下げてもらいたいという感じがします。きょうきょうしく五百円以下というのを新しく設けて、それを料金を下げた、五百円以上千円までは同じだ、それからまた上も同じだ、こういうことなんです。いま聞くとところによると、五百円から千円までが一七％ですが、それから千円から五千円までが四五％、こういうようなことを聞くのですが、そうすると、やはり現在多く利用されているのは五百円以上のほうはるかに多いということなんです。そこで、五百円以上の料金も下げることをなせしなかつたのか、金のやりくりできないといえればそれまでですけども、わずかに一一％のものをちよっと値下げをして、そのかわりに利子をやらない、こういうことでは、それはもうかるのはあたりまえなんです。それ以外にもっとうまく理屈のつくようなことがありそうです。ちよっと表面から見るとりっぱに見えなくても、たいして保護になっていない。どうですか。

○増増政府委員 私どもが今回料金値下げをやりましたのは、御承知のとおり振替制度の利用の増大、口座振替を伸張させるという点に重点を置いております。それからもう一点は、利子を廃止いたしました原資二億四千万ほどに四十一年度は相なりませんが、その原資の範囲内において値下げをしたい、この二つの制約を受けまして、まず第一点の口座振替を先ほど申し上げましたような理由から十五円にいたしまして、そうすると今度は二億四千万円値下げの幅のほとんど大半をそれで使いますので、若干の余裕も残さないと、四十年年度の値下げしました利用度あるいは利用形態の変化等の確につかめませんので若干の余裕を残し、その余裕によりましてできるだけ処理の迅速化をはかりたいということ等の理由もありまして、そういういたしますと、五百円の少額送金が若干割り高になっておるといふような点を考えまして、原資の点から五百円以下の値下げというふうな制約に相なつたわけでございます。

○煙委員 話を聞けば少しはわかつたような気がするのですが、どうも納得がいけない。五百円から千円までのものは一七％で相当多いと思うのです。またその上も千円から二千円くらいが相当多いんじゃないか。そうしますと、それを少し値下げすべきだと思ふのです。

それから振替かえの料金などは、これは口座から口座への振りかえだから相当金を持っている連中が多い。だからそんなに損はない。ききに言つたように、郵便料金が上がつておるのに郵便料金の値上がりかえをカバーすることができないほど下げて、逆に払い込みや払い出しのほうをたいして下げない。ただ五百円以下の分だけ新しくつけてそれだけ下げた、こういうことではどうも私は矛盾しておると思う。振替預金のほうは、将来の展望は別として、そんなに遠慮して下げないで、こちらのほうの一般大衆が一番利用する五百円以上二千円くらいまでのところをもう少し小刻みにして少し料金を下げるというふうな配慮をなせしなかつたか、こういうことでもあります。

○増増政府委員 ただいまもちよと申し上げましたとおり、今回の料金値下げの考え方といたしまして、口座振りかえ特に定期継続振りかえの利用の増進を第一の目標にいたしましたので、これが集金コストが十五円というふうなことで、十五円まで下げない場合は現在ほとんど利用者がいないという状態でございますので、これをどうしても十五円に下げなければいかぬという最大な観点からこれを十五円に下げましたので、その値下げの原資でございます利子の廃止の分の残りというところで、他の諸種の料金を下げたというふうな点が五百円以下にとどまつたということでありまして、今後の利用実態等からわれわれが考えておりました以上に余裕が出来ますれば、次の段階で考えさせていただきます、かように考えております。

○煙委員 あと一点ばかり質問します。

公金ですね。公営企業料金、これについては特殊振りかえというので規定がありますね。この公金の払い込み料金は幾らになっておりますか。

○稲増政府委員 公金払い込みの料金は、一件につきまして十五円プラス取り扱い金額の千分の五でございます。

○畑委員 このほうは下げないのですか。

○稲増政府委員 このほうは、昭和三十九年度の公金払い込みの一口の平均金額が四千五百円でありまして、その平均料金は三十八円でございます。これを現在の通常払い込みであります五十円取られますので、平均的には十二円平均料金が安くなっておるといふことで、現在の通常払い込みの料金に比較いたしましてなお割り安であるという点から、今回は値下げの原資の関係もありまして、このままにいたしました次第であります。

○佐藤(洋)委員長代理 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

昭和四十一年三月七日印刷

昭和四十一年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局